

神戸市水道局特別給水自動給水カード販売規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年7月2日

神戸市水道事業管理者 藤原政幸

神戸市水道管理規程第6号

神戸市水道局特別給水自動給水カード販売規程の一部を改正する規程

神戸市水道局特別給水自動給水カード販売規程（平成6年1月水道管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前								
(種類及び販売額) 第3条 ウォーターカードの種類及び販売額は、次のとおりとする。 <table border="1"><thead><tr><th>種類</th><th>販売額</th></tr></thead><tbody><tr><td>10m³券</td><td><u>4,950円</u></td></tr></tbody></table> 2 [略]	種類	販売額	10m ³ 券	<u>4,950円</u>	(種類及び販売額) 第3条 ウォーターカードの種類及び販売額は、次のとおりとする。 <table border="1"><thead><tr><th>種類</th><th>販売額</th></tr></thead><tbody><tr><td>10m³券</td><td><u>4,565円</u></td></tr></tbody></table> 2 [略]	種類	販売額	10m ³ 券	<u>4,565円</u>
種類	販売額								
10m ³ 券	<u>4,950円</u>								
種類	販売額								
10m ³ 券	<u>4,565円</u>								

附 則

この管理規程は、令和6年12月1日から施行する。